


所管部課	学校教育部学校教育課	部長	阿部 晴彦			
件名	東大和市立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部を改正する条例について		区分	○		1 審議事項
関係事項	条例規則	東大和市立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例				
	部課機関					
1. 要旨						
<p>本条例は、東京都の「都立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例」に準じて定めている。公務災害補償等の額の算定の基礎となる補償基礎額については、例年、東京都の条例改正に合わせて市の条例改正を行っていたが、今後、東京都の条例改正が行われた場合でも、市の条例改正を要しないように文言等を改めるものである。</p> <p>(1) 主な改正点 別表内の補償基礎額等に係る改正。補償基礎額を東京都の条例の規定の例による旨の文言に改め、現行の別表を削除する。</p> <p>(2) 施行日 公布の日。また、必要な経過措置を定める。</p> <p>(3) 影響及び効果 補償基礎額について、東京都の条例改正が行われた場合でも、市の条例改正を要しないで適用できるようになる。</p>						
2. 経過（現時点に至るまでの経過）						
<p>平成27年3月31日 「都立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例」の一部改正の公布</p> <p>平成27年7月24日 第7回教育委員会定例会において、「東大和市立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部改正に係る意見の申し出」について、議決。</p> <p>・ 条例の案文は、文書課において審査済み。</p>						
3. 留意事項（問題点等）						
4. 主管部処理案（検討結果等）						
平成27年第3回市議会定例会に議案として提案したい。						
5. 審議結果						

注：定例庁議の場合は、金曜日の正午までに提出。